

## ほしぞらキッズ Kira 感染症対策マニュアル

### 1. 目的

このマニュアルは、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、感染症の発生及びまん延を防止し、利用者及び職員の健康と安全を確保することを目的とします。日頃からの予防策を徹底し、万が一感染症が発生した場合にも迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。

### 2. 適用範囲

このマニュアルは、当施設の全職員、利用者、及び関係者に適用されます。

### 3. 基本原則

- ・予防の徹底：手洗い、うがい、消毒、換気、健康観察を日常的に行い、感染リスクを最小限に抑えます。
- ・早期発見、早期対応：感染症の兆候を早期に察知し、迅速に適切な対応をとることで、感染拡大を防ぎます。
- ・情報共有と連携：施設内での情報共有を徹底するとともに、保健所や医療機関、保護者との密な連携を図ります。

### 4. 感染症予防のための日常的対策

#### (1) 衛生管理の徹底

手洗い、手指消毒：

- ・来所時、食事前、トイレの後、おむつ交換の後、外出から戻った際など、石鹸で手洗いをするよう指導し、日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援する。職員も同様に行い、徹底する。
- ・清潔観念や清潔行為に困難が見られる利用者に対しては、できる限り職員が介助し、適切な手洗いが行えるよう支援します。流水と石鹸による手洗いが難しい場合には、消毒効果のあるもので汚れを拭きとる。
- ・正しい手洗い方法をポスターなどで掲示し、定着を図る。
- ・拭きとりには常設のペーパータオルを使用する。
- ・アルコール手指消毒液を各所に設置し、使用を促す。

咳エチケット：

- ・咳やくしゃみをする際は、口と鼻をティッシュやハンカチ、腕の内側で覆うなどの咳エチケットを行うことができるよう支援する。職員も同様に行い、徹底する。
- ・マスクの着用は状況に応じて推奨する。

#### 施設内の清掃・消毒：

- ・ドアノブ、手すり、共用のおもちゃ、テーブル等、多数が触れる場所は、定期的にアルコールや次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒する。
- ・清掃は毎日行い、清潔な環境を維持する。
- ・使用済みのおむつや嘔吐物などは、密閉して適切に処理する。

#### 換気：

- ・1～2時間ごとを目安に5～10分程度窓を開放し、定期的な換気を実施する。

### (2) 健康状態の管理

#### 利用者：

- ・登所時の健康チェックを行い、体温測定を実施する。
- ・体調不良の兆候が見られる場合は、速やかに保護者に連絡し、医療機関への受診を促す。
- ・気になる症状がある場合は、無理な登所を控えるよう保護者に協力をお願いする。

#### 職員：

- ・毎日の体調確認を行い、必要に応じて体温測定を実施する。
- ・発熱や体調不良がある場合は、無理に出勤せず、医療機関を受診する。
- ・感染症に罹患した場合は、医師の指示に従い、回復するまで自宅療養を徹底する。

### (3) 感染症に関する知識の習得

- ・職員は、感染症に関する最新情報を常に把握し、正しい知識を習得する。
- ・感染症に関する研修を定期的実施し、職員の意識向上と対応能力の強化を図る。

## 5. 感染症発生時の対応

### (1) 感染症患者の発生時

- ・隔離：感染症が疑われる利用者または職員がいる場合、他の利用者や職員との接触を避けるため、速やかに別室に隔離する。
- ・保護者、関係機関への連絡：利用者の場合は、速やかに保護者に連絡し、迎えを要請するとともに、医療機関への受診を促す。感染症の種類によっては、地域の保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。
- ・記録：感染症の発生日時、症状、対応状況等を詳細に記録する。
- ・情報の共有：感染症の種類や状況に応じて、職員間で情報を共有し、今後の対応について協議する。ただし、利用者の個人情報保護には最大限配慮する。

## (2) 感染拡大防止策

- ・消毒の強化：感染者が使用した場所や触れた可能性のある場所は、徹底的に消毒を行う。
- ・換気の強化：施設全体の換気を通常よりも頻繁かつ丁寧に行う。
- ・手洗い、手指消毒の再徹底：改めて手洗いと手指消毒の徹底を促す。
- ・臨時休業の検討：感染症の種類や感染状況、地域での流行状況によっては、保健所と相談の上、施設の臨時休業を検討する。

## (3) 終息後の対応

- ・再開時の準備：臨時休業していた場合は、再開前に施設全体の消毒を徹底し、安全が確認されてから再開する。
- ・情報提供：保護者に対し、感染症の終息状況や再開に関する情報を適切に提供する。
- ・振り返り：一連の対応について振り返りを行い、マニュアルの改善点がないかを検討する。

## 6. 感染症発生時の具体的対応

### (1) 嘔吐物、下痢便の取り扱いについて：

- ・嘔吐、下痢をした利用者以外を別室へ移動し、部屋の換気を十分にする。
- ・処理用キットを用意し、「嘔吐物、下痢便処理マニュアル」の手順に従い、対応する。

#### ※処理用キットの内容

使い捨てビニール手袋、使い捨てエプロン、マスク、トイレットペーパー、新聞紙、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、その他処理に必要な物品

### (2) 食事中に嘔吐した場合：

- ・嘔吐したテーブルは汚染区域と考え、食事を中断し、汚染した可能性のある食事はビニール袋に入れて破棄する。

### (3) 送迎中に嘔吐した場合：

- ・車両を安全な場所へ停車し、安全を確保した上で、必要に応じて他の利用者を車外へ避難させる。
- ・事業所へ速やかに連絡し、応援要請及び保護者への連絡を行う。
- ・状況に応じて、別送迎車への振替または保護者への現地引き渡しを行い、感染拡大防止に努める。
- ・対応が完了した後、嘔吐物の処理を行う。

## 7. プール活動時の感染症対策

- ・プールの水は次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス）を用いて適切に消毒を行う。

- ・プール活動前に利用者の健康状態の確認を行う。
- ・プール入水前は、流水により全身を丁寧に洗い流す。
- ・プール活動後は、流水により全身を丁寧に洗い流す。
- ・プール使用後は毎回清掃を行う。

## 8. 保護者との連携

- ・日頃から保護者と積極的にコミュニケーションを取り、信頼関係を築きます。体調の変化や気になる点は、気軽に相談できる関係性を目指す。
- ・連絡帳や送迎時の会話を通じて、利用者の健康状態や家庭での様子を共有する。

## 9. 感染症発生時の情報提供

- ・感染症が発生した場合は、保護者に対し、個人情報に配慮しつつ、正確かつ迅速な情報提供を行う。
- ・情報提供の際には、不安を煽るような表現は避け、冷静な対応を促す。
- ・施設の対応方針や、家庭での協力事項について具体的に伝える。

## 10. 緊急連絡体制・関係機関との連携

### (1) 緊急連絡網

- ・職員の緊急連絡網を整備し、常に最新の状態に保つ。
- ・利用者の緊急連絡先（保護者の携帯電話、勤務先、緊急連絡先など）も常に確認し、更新する。

### (2) 関係機関との連携

- ・地域の保健所、行政機関、医療機関と日頃から連携を図り、感染症に関する情報交換や助言を求められる体制を整備する。
- ・特に、新型インフルエンザなど、新たな感染症が発生した際には、行政機関からの指示に速やかに従う。

## 11. 研修

職員に対し、感染症に関する知識、手洗い・消毒の正しい方法、発生時の対応などについて、定期的に研修を実施する。

## 12. マニュアルの見直し

このマニュアルは、感染症の流行状況、法令の改正、新たな知見の発見、研修結果などを踏まえ、年に一度以上定期的に見直しを行う。

## 附則

このマニュアルは、令和8年5月1日から施行する。